

プロジェクト 公正価値測定に関するガイダンス及び開示
項目 時価の定義及びガイダンスに関する設例の検討

I. 本資料の目的

1. 本資料では、時価の定義及びガイダンスに関する設例について検討を行っている。

IFRS 第 13 号を踏まえた設例

2. IFRS 第 13 号「公正価値測定」（以下「IFRS 第 13 号」という。）には、金融商品以外の項目及び開示項目に関する設例を除き、設例が 7 個（コモディティ含む。）設けられている（【図表 1】参照）。これらの内容について、「II. 各設例の検討」において新基準に含めることが適切であるか否かについて検討している。

なお、新基準に含めることとした設例については、今後、その文言を見直したうえで、適用指針案の文案に取り込むことを予定している。

【図表 1】IFRS 第 13 号の設例

今回の 検討対象	IFRS 第 13 号の設例
	最も有効使用及び評価前提
×	設例 1—資産グループ
×	設例 2—土地
×	設例 3—研究開発プロジェクト
	複数の評価技法の使用
×	設例 4—保有され使用される機械
×	設例 5—ソフトウェア資産
	主要な（又は最も有利な）市場
○	設例 6—レベル 1 の主要な（又は最も有利な）市場
	当初認識時の取引価格と公正価値
○	設例 7—当初認識時の金利スワップ
	制限された資産
○	設例 8—資本金金融商品の売却に関する制限
×	設例 9—資産の使用に関する制限
	負債の測定

今回の検討対象	IFRS 第 13 号の設例
○	設例 10—仕組債
×	設例 11—資産除去債務
○	設例 12—社債債務：相場価格
○	設例 13—社債債務：現在価値技法
	資産及び負債に係る活動の量又は水準が著しく低下した場合の公正価値の測定
○	設例 14—資産に係る活動の量又は水準が著しく低下した場合の市場利回りの見積り
	公正価値の開示
×	設例 15—公正価値で測定される資産
×	設例 16—公正価値ヒエラルキーのレベル 3 に区分される公正価値測定の調整表
×	設例 17—評価技法及びインプット
×	設例 18—評価プロセス
×	設例 19—重要な観察可能でないインプットの変化への感応度に関する情報
○の設例：7 個	

3. また、第 129 回金融商品専門委員会（2018 年 6 月 20 日開催）及び第 387 回企業会計基準委員会（2018 年 6 月 21 日開催）の審議資料において、IFRS 第 13 号の適用指針に示される現在価値技法のうち特定の評価技法における数値例（割引率調整法については IFRS 第 13 号 B18 項から B22 項、期待現在価値法については IFRS 第 13 号 B23 項から B30 項）について、設例に含めるかどうか検討することとしていた。

この点、当該数値例がないと割引率調整法や期待現在価値法についての理解が困難となること及び IFRS 第 13 号の設例（【図表 1】参照）においては評価技法自体を説明する設例がないことから、関係者の理解に資するために、当該数値例を新基準の設例に含めることが考えられるがどうか。

その他の設例

4. IFRS 第 13 号の設例のほか、日本基準において我が国に特有な取引等に関する設例を作成することも考えられる。我が国に特有な取引等に関する設例を作成するか否かについては、新基準の範囲が主に金融商品であることを踏まえると、金融商品自体は国際的に取引されている金融商品と異なるものではなく、その時価の算定についての設例を作成する必要性は高くないと考えられ、日本基準独自の設例を作成す

る必要性は乏しいと考えられるがどうか¹。

II. 各設例の検討

主要な（又は最も有利な）市場：設例 6

5. 主要な（又は最も有利な）市場における価格の検討については、設例 6 において、コモディティ等について、主要な市場又は最も有利な市場における価格と取引コスト又は輸送コストとの関係が説明されている。
6. 新基準の範囲として、仮にトレーディング目的で保有する棚卸資産を含める場合には、現行の日本基準においてトレーディング目的で保有する棚卸資産の輸送コストについて特段の定めがないため、コモディティの輸送コストを示す設例 6 を新基準に含めることは、関係者の理解の助けになると考えられる。

ただし、仮にトレーディング目的で保有する棚卸資産を新基準の範囲に含めない場合には、設例 6 は輸送コストの存在を前提として主要な市場又は最も有利な市場を説明しているものであり、当該設例は新基準の設例に含めないことが考えられる。

設例 6—レベル 1 の主要な（又は最も有利な）市場

- IE19 ある資産が、2つの別々の活発な市場において異なる価格で売却される。ある企業は、両方の市場で取引を行っており、測定日において当該資産に係るそれらの市場の価格にアクセスできる。市場Aでは、受け取るであろう価格はCU26、市場の取引コストはCU3、市場に当該資産を輸送するコストはCU2である（すなわち、受け取るであろう正味の金額はCU21）。市場Bでは、受け取るであろう価格はCU25、市場の取引コストはCU1、市場に資産を輸送するコストはCU2である（すなわち、市場Bで受け取るであろう正味の金額はCU22）。
- IE20 市場Aが当該資産の主要な市場（すなわち、当該資産に係る活動の量と水準が最大である市場）である場合には、当該資産の公正価値は、当該市場で受け取るであろう価格（輸送コスト考慮後）を用いて測定される（CU24）。
- IE21 どちらの市場も当該資産の主要な市場ではない場合には、当該資産の公正価値は、最も有利な市場の公正価値を用いて測定される。最も有利な市場とは、取引コスト及び輸送コストを考慮後の、資産を売却するために受け取るであろう金額（すなわち、それぞれの市場で受け取るであろう正味金額）が最大となる市場である。

¹ なお、第 127 回金融商品専門委員会（2018 年 5 月 15 日開催）において、我が国において IFRS 任意適用企業が増加している状況を考慮すると、例示等を示すことにより現行の実務に影響を及ぼす結果となる可能性があり、企業における適用上の論点を惹起することのないように、例示等について検討すべきであるとの意見も聞かれている。

IE22 企業は当該資産について受け取るであろう正味金額を市場Bにおいて最大にする(CU22)であろうから、当該資産の公正価値は、輸送コスト(CU2)控除後の市場Bでの価格(CU25)を用いて測定され、公正価値測定はCU23となる。取引コストは、どの市場が最も有利な市場なのかを判断する際に考慮されるが、資産の公正価値を測定するために使用する価格は、取引コストについては調整しない(ただし、輸送コストについては調整する)。

当初認識時の取引価格と公正価値：設例7

7. 当初認識時の取引価格と公正価値の関係については、設例7において、デリバティブについて、当初認識時の取引価格と公正価値が同一となる場合と異なる場合について示されている。
8. 当初認識時の取引価格と公正価値が同一となるかどうかの判断にあたっては、主要な市場が企業によって異なり得ることについて示されており、またデリバティブについて一般的に想定される状況を探り上げているため、設例7を新基準に含めることは、関係者の理解の助けになると考えられる。
9. したがって、設例7を新基準の設例に含めることが考えられるかどうか。ただし、当初認識時の取引価格と公正価値の差額の処理については、現行の日本基準とIFRSでは異なるため、言及しないことが考えられる。

設例7-当初認識時の金利スワップ

IE24 企業A(小口顧客である相手方)は、リテール市場で企業B(証券ディーラー)と当初の対価なし(すなわち、取引価格がゼロ)で金利スワップを行う。企業Aがアクセスできるのはリテール市場だけで、企業Bは、リテール市場(すなわち、小口顧客である相手方)とディーラー市場(すなわち、証券ディーラーである相手方)の両方にアクセスできる。

IE25 企業Aの観点からは、企業Aが当初にスワップを実行したリテール市場が当該スワップの主要な市場である。仮に企業Aがスワップに基づく権利と義務を移転とした場合、そのリテール市場で、ディーラーである相手方とそれを行うことになるであろう。その場合、取引価格(ゼロ)は、企業Aにとっての当該スワップの当初認識時の公正価値、すなわち、企業Aがリテール市場でディーラーである相手方との取引で当該スワップを移転するために受け取るか又は支払うであろう価格(出口価格)を表す。この価格は、ディーラーである相手方から請求されるであろう増分(取引)コストについての調整はしない。

IE26 企業Bの観点からは、ディーラー市場(リテール市場ではなく)が当該スワップの主要な市場である。仮に企業Bがスワップに基づく権利及び義務を移転とした場合、そのディーラー市場でディーラーとそれを行うことになるであろう。企業Bが当初にスワップを行った市場が当該スワップの主要な市場と異なるため、取引価格(ゼロ)は、企業Bにとっての当該スワップの当初認識時の公正価値を必ずしも表さない。公

正価値が取引価格（ゼロ）と異なる場合には、企業Bは、IAS 第39号「金融商品：認識及び測定」又はIFRS 第9号「金融商品」を適用して、その差額を当初認識時に利得又は損失として認識するかどうかを決定する。

制限された資産：設例 8

10. 制限された資産に対する公正価値測定については、設例 8 において、資本性金融商品（株式投資等）の売却制限に係る公正価値の調整について示されている。
11. 資本性金融商品についてその売却制限を公正価値に反映する場合に考慮する要因を示しているものであり、抽象的な記載ではあるものの、第 127 回金融商品専門委員会（2018 年 5 月 15 日開催）において、資本性金融商品の売却制限等を資産の特性として加味することが実務上の論点となることがあるため、資産の特性に関する記述を適用指針案に含める必要があるとの意見が聞かれており、設例 8 を新基準に含めることは、関係者の理解の助けになると考えられる。
12. したがって、設例 8 を新基準の設例に含めることが考えられるがどうか。

設例 8—資本性金融商品の売却に関する制限

IE28 ある企業が、売却が所定の期間にわたって法的に制限されている資本性金融商品（金融資産）を保有している（例えば、そうした制限により、売却が適格投資者向けに限定されている場合がある）。この制限は当該金融商品の特性であり、したがって市場参加者に移転される。この場合、当該金融商品の公正価値は、制限がないこと以外では同一の、公開市場で取引される同じ発行者の資本性金融商品の相場価格を、当該制限の影響を反映するように調整した金額に基づいて測定される。この調整は、当該金融商品に係る公開市場に所定の期間にわたりアクセスできないことに関するリスクの対価として市場参加者が要求するであろう金額を反映する。この調整は、次のすべての要因に応じて変わってくる。

- (a) 制限の性質及び持続期間
- (b) その制限により買手がどの程度制限されるのか（例えば、多数の適格投資者がいるかもしれない）
- (c) 金融商品と発行者の両方に固有の定性的及び定量的要因

負債の測定：設例 10、12、13

13. 金融負債の公正価値測定については、設例 10、12、13 において考慮すべき要因又は計算方法が示されている。これらはすべて金融負債について公正価値オプションが適用されていることを前提とした設例である。

設例 10 仕組債

設例 12 社債債務：相場価格

設例 13 社債債務：現在価値技法

14. 金融負債の公正価値測定については、IFRS 第 13 号においても一般的な原則のほか、別途ガイダンスが設けられており、金融資産とは異なる要素を加味する必要があることから、複数のパターンについて金融負債の公正価値測定の方法等について示すことは、関係者の理解の助けになると考えられる。
15. したがって、設例 10、12、13 のすべてを新基準の設例に含めることが考えられるがどうか。ただし、現行の日本基準にはない公正価値オプションの適用に係る記載は示さないことが考えられる。

設例 10—仕組債

- IE34 20X7年1月1日に、企業A（信用格付けがAA格の投資銀行）は、企業Bに5年物の固定金利債券を発行する。企業Aが満期時に支払う契約上の元本金額は、株価指数に連動する。この契約と結合又はその他の形で関連した信用補充は発行されていない（すなわち、担保は設定されておらず、第三者の保証もない）。企業Aは、この債券を、純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定する。20X7年中の当該債券（すなわち、企業Aの債務）の公正価値は、期待現在価値技法を用いて測定される。公正価値の変動は、次のようになる。
- (a) 20X7年1月1日時点の公正価値。期待現在価値技法に用いる期待キャッシュ・フローを、20X7年1月1日時点の国債のイールド・カーブを用いたリスクフリー金利を次のように調整した率で割り引く。その割引率は、不履行リスクがキャッシュ・フローにすでに反映されていない場合には、現在の市場の観察可能なAA格社債の国債に対するスプレッドを加算し、企業Aの固有の信用リスクについて（上方又は下方いずれかの）調整を行う（すなわち、信用調整後のリスクフリー金利となる）。したがって、企業Aの債務の当初認識時の公正価値は不履行リスクを考慮に入れる。これには、企業の信用リスクが含まれるが、おそらくは受取額に反映されている。
- (b) 20X7年3月31日時点の公正価値。20X7年3月中に、AA格社債の信用スプレッドが拡大したが、企業Aに固有の信用リスクには変化がない。期待現在価値技法に用いる期待キャッシュ・フローを、20X7年3月31日時点の国債のイールド・カーブを用いたリスクフリー金利を次のように調整した率で割り引く。その割引率は、不履行リスクがキャッシュ・フローにすでに反映されていない場合には、現在の市場の観察可能なAA格社債の国債に対するスプレッドを加算し、企業Aの固有の信用リスクについて（上方又は下方いずれかの）調整を行う（すなわち、信用調整後のリスクフリー金利となる）。企業Aに固有の信用リスクは、当初認識時から変化がない。したがって、企業Aの債務の公正価値は信用スプレッドの全般的な変化の結果として変動する。信用スプレッドの変動は、次のものに関する現在の市場参加者の仮定を反映する。それは、不履行リスクの全般的な変化、流動性リスクの変化、及びそれらのリスクの引受けの対価として要求される報酬に関する仮定である。
- (c) 20X7年6月30日時点の公正価値。20X7年6月30日現在、AA格社債の信用スプレッドには変化がなかつ

た。しかし、他の定性的情報の裏付けのある仕組債発行に基づいて、企業Aは、自社の固有の信用力がAA格信用スプレッドの中で強まっていると判断する。期待現在価値技法に用いる期待キャッシュ・フローを、20X7年6月30日時点の国債のイールド・カーブを用いたリスクフリー金利を次のように調整した率で割り引く。その割引率は、不履行リスクがキャッシュ・フローにすでに反映されていない場合には、現在の市場の観察可能なAA格社債の国債に対するスプレッド（20X7年3月31日から変化していない）を加算し、企業Aの固有の信用リスクについて（上方又は下方いずれかの）調整を行う（すなわち、信用調整後のリスクフリー金利となる）。したがって、企業Aの債務の公正価値は、AA格社債スプレッドの中で自社固有の信用リスクが変化した結果として変動する。

設例 12—社債債務：相場価格

- IE40 20X1年1月1日に、企業Bは、額面CU2百万で、BBB格の取引所で取引される5年物の固定金利債券を表面金利10%で発行する。企業Bはこの金融負債を、純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定する。
- IE41 20X1年12月31日に、当該債券は活発な市場において額面CU1,000当たりCU929（経過利息支払後）で資産として取引されている。企業Bは、活発な市場における当該資産の相場価格を、その負債の公正価値測定への当初のインプットとして使用する（ $CU929 \times [CU2百万 \div CU1,000] = CU1,858,000$ ）。
- IE42 活発な市場における当該資産の相場価格が当該負債の公正価値を表すかどうかを決定する際に、企業Bは、当該資産の相場価格が、負債の公正価値測定に適用されない要因の影響を含んでいるかどうかを評価する。例えば、当該資産の相場価格が第三者の信用補完の影響を含んでいるかどうかである（その信用補完が発行者の観点では別個に会計処理されるものである場合）。企業Bは、当該資産の相場価格への調整は必要ないと判断する。したがって、企業Bは、その債券の20X1年1月1日現在の公正価値はCU1,858,000であると結論を下す。企業Bは、その債券の公正価値測定を公正価値ヒエラルキーのレベル1に区分して開示する。

設例 13—社債債務：現在価値技法

- IE43 20X1年1月1日に、企業Cは、額面での私募で、CU2百万のBBB格の5年物固定金利債券を表面金利10%で発行する。企業Cはこの金融負債を、純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定する。
- IE44 20X1年12月31日現在、企業Cの信用格付けは依然としてBBB格である。市場の状況は、利用可能な金利、BBB格に対する信用スプレッド及び流動性を含めて、当該債券の発行日から変わりが無い。しかし、企業Cの信用スプレッドは、不履行リスクの変化により50ベースポイント悪化した。市場の状況をすべて考慮した後、企業Cは、仮に測定日の時点で債券を発行するとした場合には、その債券の金利が10.5%となるか又は企業Cが当該債券の発行により受け取る金額が額面よりも少なくなるであろうと判断する。
- IE45 この設例の目的上、企業Cの負債の公正価値は、現在価値技法を用いて計算される。市場参加者は、市場参加者が企業Cの債務を引き受けるために受け取るであろう期待するであろう価格を見積る際に、以下のインプットのすべてを使用する（本基準のB12項からB30項と整合的に）であろうと企業Cは判断する。

	(a) 当該債券の条件（次のものを含む）
	(i) 10%の表面金利
	(ii) CU2百万の元本金額
	(iii) 4年の期間
	(b) 10.5%の市場金利（発行日からの不履行リスクの50ベースポイントの変化を含んでいる）
IE46	現在価値技法に基づいて、企業Cは、20X1年12月31日現在の負債の公正価値はCU1,968,641であると結論を下す。
IE47	企業Cは、リスク又は市場参加者が当該負債の引受けへの報酬として要求するかもしれない利益に関して、現在価値への追加的なインプットを織り込まない。企業Cの債務は金融負債であるため、企業Cは、金利には、リスク又は市場参加者が当該負債の引受けへの報酬として要求するかもしれない利益が、すでに反映されていると判断する。さらに、企業Cは、当該負債の移転を妨げる制限の存在に関して、現在価値技法の調整を行わない。

資産及び負債に係る活動の量又は水準が著しく低下した場合の公正価値の測定：設例 14

16. 資産に係る活動の量又は水準が著しく低下した場合の公正価値測定については、設例 14 において、住宅ローン担保証券（RMBS）の取引量が著しく低下しているかどうかの判断及びリスクに関する調整を行う際の考慮要因等について示されている。
17. 資産に係る活動の量又は水準が著しく低下した場合の公正価値測定のガイダンスについては、IFRS 第 13 号及び米国会計基準（Topic 820）において、金融危機対応として定められたものであり、設例 14 は当該ガイダンスの当てはめを示す設例であるため、IFRS 第 13 号においても重要な設例であると考えられるため、設例 14 を新基準に含めることは、関係者の理解の助けになると考えられる。
18. したがって、設例 14 を新基準の設例に含めることが考えられるかどうか。

設例 14—資産に係る活動の量又は水準が著しく低下した場合の市場利回りの見積り

IE49	企業Aは、20X8年1月1日（証券発行日）に、住宅ローン担保証券（RMBS）のAAA格のジュニア・トランシェに投資した。このジュニア・トランシェは、全部で7つのトランシェのうち返済順位が上から第3位である。RMBSの裏付けとなる担保は、20X6年後半に発行された無保証の担保不適格住宅ローン債権である。
IE50	20X9年3月31日（測定日）現在、このジュニア・トランシェは格付けがA格である。当該RMBSのこのトランシェは、以前はブローカー市場で取引されていた。しかし、その市場での取引量は稀で、20X8年1月1日から20X8年6月30日までの間に行われた取引は月数回しかなく、20X9年3月31日までの9か月間は、取引活動がほとんどなかった。

- IE51 企業Aは、本基準のB37項の要因を考慮に入れて、投資したRMBSのジュニア・トランシェに係る市場の量又は水準の著しい低下があったかどうかを判断する。それらの要因の重大性及び関連性を評価した後に、企業Aは、当該RMBSのジュニア・トランシェの活動の量及び水準が著しく低下していると判断する。企業Aは、測定日前の長期間にわたり取引活動がほとんどなかったことを、その判断の主な根拠とした。
- IE52 マーケット・アプローチを用いる評価技法の裏付けとなる取引活動がほとんどなかったため、企業Aは、本基準のB18項からB22項に示した割引率調整技法を使用したインカム・アプローチを用いて、当該RMBSの測定日現在の公正価値を測定すると決定する。企業Aは、当該RMBSからの契約上のキャッシュ・フローを使用する（本基準の第67項及び第68項も参照）。
- IE53 企業Aは、その後に、その契約上のキャッシュ・フローを割引く割引率（すなわち、市場利回り）を見積る。市場利回りは、以下の両方を用いて見積る。
- (a) リスクフリー金利
 - (b) 利用可能な市場データと、企業Aが投資したRMBSのジュニア・トランシェとの間の差異についての調整の見積り。当該調整は、予想される不履行リスク及びその他のリスク（例えば、債務不履行リスク、担保価値リスク、流動性リスク）に関する利用可能な市場データを反映する。それらは、市場参加者が、現在の市場の状況下で測定日に秩序ある取引において当該資産の価格付けを行う際に考慮するであろうリスクである。
- IE54 企業Aは、調整を見積る際に、次のような情報を考慮に入れた。
- (a) 当該RMBSのジュニア・トランシェの発行時点の信用スプレッド（当初の取引価格に内在するスプレッド）
 - (b) 信用スプレッドの変化（比較可能なRMBS についての発行日から測定日までの間に観察された取引に内在するもの、又は関連性のある指数に基づくもの）
 - (c) 比較可能なRMBS又は指数との比較における、当該RMBSのジュニア・トランシェの特徴。以下のすべてが含まれる。
 - (i) 裏付け資産の質、すなわち、裏付けとなる住宅ローン債権の履行状況に関する情報（不履行率及び担保権実行率、貸倒率及び期限前返済率など）
 - (ii) 保有しているRMBSトランシェの優先度又は劣後度
 - (iii) その他の関連性のある要因
 - (d) アナリスト及び格付機関が公表した関連性のあるレポート
 - (e) ブローカーや価格サービス業者などの第三者による相場価格
- IE55 企業Aは、市場参加者が当該ジュニア・トランシェの価格付けを行う際に用いるであろう市場利回りの1つの指標が12%（1,200ベースポイント）だと見積る。この市場利回りは、次のように見積られた。
- (a) まず、20X9年3月31日現在の関連するリスクフリー金利についての300ベースポイント
 - (b) 当該ジュニア・トランシェが20X8年1月に発行された時のリスクフリー金利に対する信用スプレッドについて、250ベースポイントを加算
 - (c) 20X8年1月1日から20X9年3月31日までの間の、当該ジュニア・トランシェのリスクフリー金利に対する信用スプレッドの変化の見積りについて、700ベースポイントを加算。この見積りは、この期間

について入手できる最も比較可能性の高い指標の変化に基づいて作成された。

(d) 信用スプレッドの変化を見積るために用いた指数とジュニア・トランシェとの間の差異を調整するため、50ベース・ポイント（正味）を減算。参照した指数はサブプライム住宅ローンで構成されているのに対し、企業AのRMBSの方が信用プロファイルが良好な住宅ローンで構成されている（これにより、市場参加者にとって魅力が高くなっている）。しかし、この指数は、現在の市場の状況下での当該ジュニア・トランシェの適切な流動性リスク・プレミアムを反映していない。したがって、50ベース・ポイントの調整は、次の調整の正味差異である。

(i) 第1の調整は350ベース・ポイントの減算であり、当該RMBSに係る20X8年6月の直近取引からのインプライド利回りと、同日における指標価格のインプライド利回りとの比較により見積られた。企業Aの証券と指標との関係が変化したことを示す利用可能な情報はなかった。

(ii) 第2の調整は300ベース・ポイントの加算であり、指標（合成ポジション）との比較における、企業の証券（直物ポジション）に固有の追加的な流動性リスクに関する企業Aの最善の見積りである。この見積りは、一定範囲の類似証券に係る直近の現金取引に内在する流動性リスク・プレミアムを考慮に入れて算出された。

IE56 市場利回りの追加的な指標として、企業Aは、2つの直近の参考相場（すなわち、拘束力のない相場）を考慮に入れる。これは、信頼できるブローカーが当該ジュニア・トランシェについて提供しており、15%から17%の利回りを示唆している。企業Aは、その相場の算定に用いられた評価技法又はインプットを評価できない。しかし企業Aは、その相場が取引の結果を反映していないことを確認できる。

IE57 企業Aは、市場参加者が公正価値を測定する際に考慮するであろう市場利回りについての複数の指標があるので、それぞれの利回りの指標を、その結果が示す範囲の合理性を考慮しながら、評価してウェイト付けする。

IE58 企業Aは、13%が、指標の範囲の中で現在の市場の状況下での公正価値を最もよく表す一点だと判断する。企業Aは、次の理由により、12%の指標（すなわち、市場利回りに関する自己の見積り）の方に高いウェイトを置いた。

(a) 企業Aは、自己の見積りが、市場参加者が現在の市場の状況下での秩序ある取引において資産の価格付けを行う際に用いるリスク（例えば、債務不履行リスク、担保価値リスク、流動性リスク）を適切に織り込んだと判断した。

(b) ブローカーの相場は拘束力がなく、取引の結果を反映しておらず、企業Aはその相場の設定に用いられた評価技法又はインプットを評価できなかった。

ディスカッション・ポイント

設例に関する事務局の分析及び提案について、ご質問又はご意見を頂きました。

以上